

高校生に向けた宿泊業の魅力発信動画制作業務 仕様書

1. 目的

県内商業高校等に在籍する生徒の観光産業への興味関心を高め、就職意欲醸成を図るため、宿泊業の業務内容や仕事の魅力・やりがい等を発信する動画を制作する。これを高校の授業における教材としての活用等を進めることで、宿泊業への就職促進および就職後の定着につなげるものとする。

2. 契約期間

契約日から令和8年1月30日（金）まで

3. 委託業務内容

下記（１）～（５）に記載する内容を踏まえた動画制作に関する全ての業務（企画、デザイン、シナリオ作成、撮影、素材制作、編集、音入れ等の一連の業務）を実施すること。

（１）基本コンセプト

- ①ターゲットとなる学生（主に県内商業高校等の生徒）が、宿泊業への理解並びに興味関心を深めることができるような明確かつ訴求力の高い内容とすること。
- ②宿泊業の業務の内容や特徴を的確に表現した上で、宿泊業の魅力を最大限に伝えられる内容とすること。また、実際に県内宿泊施設で働く方への取材内容を組み込むこと。

（２）動画概要

①時間及び本数

- ・各動画の長さは概ね5分程度とし、計3本を制作すること。

②想定使用場面及び主な対象者

- ・使用場面は、県内商業高校等における授業や県 HP への掲載等を想定する。
- ・主な対象者は県内商業高校等に在籍する高校生とする。
- ・授業での活用科目は「観光ビジネス」「ビジネス基礎」「ビジネス・コミュニケーション」等を想定しており、主に“宿泊業の業務や特徴”“宿泊業における接遇”などに関する学習を中心とする。
- ・ただし、上記に加え、キャリア教育や進路指導等においても、幅広く活用可能な内容とすること。

③構成及び内容

- ・3本の動画は、宿泊業の業務（宿泊、料飲、営業 等）やサービスの特徴（接遇、ハレの日対応、地域連携 等）で分類するなど、それぞれ異なるテーマ・視点で制作することとし、宿泊業の業務や魅力・やりがい等を幅広く表現した内容とすること。
- ・動画制作にあたっては、生徒の興味関心の向上や就職意欲醸成に向け、ターゲットとなる生徒像（ペルソナ）を意識した内容とすること。（人と接するのが好きな生徒 等）
- ・高校の授業で活用されることを想定し、実際に働く方への取材や施設の取組事例を盛り込むほか、イラストやアニメーション等を活用し、高校生が視覚的に理解しやすかつ関心を引く内容やデザインとすること。

- ・また、動画は授業の副教材等として活用しやすい配慮を行うこと。（内容を明確に示すタイトルの付与、想定される活用場面の要約（サマリー）の作成 等）
- ・動画の内容は、受託事業者の決定後、県との協議を経て確定するものとする。なお、提案時及び撮影開始前には、イメージ図や絵コンテ等を用いて、制作予定の動画内容が把握できるようにすること。

④取材内容

- ・取材は動画の構成および内容に基づき実施するものとし、少なくとも3名以上に取材を行い、その内容を動画に反映させること。
- ・取材対象者の選定にあたっては、事前に県と協議のうえ決定するものとするが、可能な限り県が認定する「長崎コンシェルジュ」及びその在籍施設に対する取材を検討すること。なお、県が把握する「長崎コンシェルジュ」の在籍情報等について提供を行うことは可能とする。

⑤想定使用期間

5年程度

（3）動画の規格等

- ①字 幕 等：動画の明確さや訴求力を高めるため、字幕・ナレーション・音響等について効果的に活用すること
- ②映像規格：アスペクト比16：9とすること
- ③撮影規格：原則としてハイビジョン以上、業務機相当のものを使用し、汎用性の高いフォーマットで収録すること
- ④データ形式：DVD、ブルーレイ、ウェブサイト等で再生可能なデータ形式とすること

（4）費用負担

委託料により、委託業務の企画及び実施に要する一切の費用を賄うこと。

（5）その他

- ・制作する動画については企画提案書の内容を基本とするが、長崎県と打合せのうえ、提案内容を一部修正・調整する場合がある。
- ・動画制作にあたっては、長崎県が製作した「宿泊業のおしごと紹介パンフレット」の内容も踏まえ、情報に齟齬がないよう留意すること。

4. 成果品

- （1）業務完了報告書（A4版、任意様式）
- （2）完成した動画データ一式
編集可能な電子データ（MP4等）にて提出すること。
- （3）製作した動画を納めたDVD-ROM 5部

5. 納品

- （1）納品期限 令和8年1月30日（金）
- （2）納品場所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階
長崎県 文化観光国際部 観光振興課 観光産業振興班
（担当：山並・町田 電話：095-895-2644 FAX：095-826-5767）

6. 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の経理については、必ず他の事業と区分して実施すること。
- (3) 本業務は、会計検査院の検査対象となるため、検査の際は、必ず対応すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、関係帳簿類や支出証拠書類を整備し、適切な業務運営に努めなければならない。また、本業務に関する書類については、全ての業務完了の年度の翌年から起算して5年間保存すること。
- (5) 本業務で発生した制作物等の著作権は長崎県に帰属するものとし、当該制作物の編集等の加工及びインターネットほかあらゆる媒体・手段による公開等の二次利用を行うことができることとする。
- (6) 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- (7) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (8) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。
- (10) 本業務は長崎県と十分な協議を行いながら進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度協議を行い、長崎県の指示に従い作業を進めること。また、長崎県は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。